

安心して幸せを感じられる
地域づくりのために

佐久市協働のまちづくり計画

佐 久 市



目 次

1	はじめに	1
2	計画の策定に当たって	
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画の期間	2
3	協働とは	
(1)	協働に関する定義	2
(2)	協働により期待される効果	3
4	協働の基本的な考え方	
(1)	協働の原則	4
(2)	協働の領域と形態	5
(3)	協働にふさわしい事業	7
(4)	協働のパートナー	8
(5)	協働の進め方	9
5	本市の現状と課題	
(1)	本市の現状	10
(2)	本市の課題	10
6	基本方針	11
7	協働のまちづくり行動計画	
	・基本方針1 意識の醸成や担い手づくりを行います	12
	・基本方針2 活動しやすい環境をつくります	14
	・基本方針3 参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります	15
	・基本方針4 市民と市が互いに情報を共有します	16
	・基本方針5 協働事業の評価と公表をおこないます	17
8	今後に向けて	18

1 はじめに

少子高齢化や核家族化、また高度情報化の進展に伴い、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。市民の価値観・ニーズや地域が抱える課題は、多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しくなっています。

一方で、地域の課題解決に向けた住民自らの活動も活発になってきており、佐久市においても、多種多様な団体が活動をしています。

互いに期待し合い、役割と責任を持ち、共鳴する関係を深め、「安心して幸せを感じられるまちづくり」を進めていくことが求められており、市民と行政がともに連携して行動する「協働のまちづくり」が、より一層重要となっています。協働のまちづくりは、市民の「生きがい・やりがい」につながり、幸福度を高め、健康長寿にも結び付いていきます。

これまで佐久市では、「佐久市協働基本指針」及び「佐久市協働のまちづくり行動計画」を定め、その推進に取り組んできました。

これらの取組から見てきた課題を整理し、新たな協働の視点を取り入れ、まちづくりに関わる全ての市民と行政が、互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特性を生かすことにより、協働をより一層推進し、佐久市らしいまちづくりを進めます。



※市民…個人としての市民ばかりでなく、個人や地域が主体的に組織的な活動を行う団体、企業などの法人も含まれます。この場合の個人の国籍のいかんは問いません。

2 計画の策定に当たって

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第二次佐久市総合計画基本構想」の柱のひとつである「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」に則し、協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民が市政に積極的に参加する機会を増やすとともに、協働を推進するための方向性や取組を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、「第二次佐久市総合計画前期基本計画」の期間との整合を図り、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 協働とは

(1) 協働に関する定義

ア 協働の定義

協働とは、市民と行政が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパートナーとして、それぞれの資源や能力等を持ちより、共通の目標や課題の解決に向けて連携・協力し、活動することです。

イ 市民活動の定義

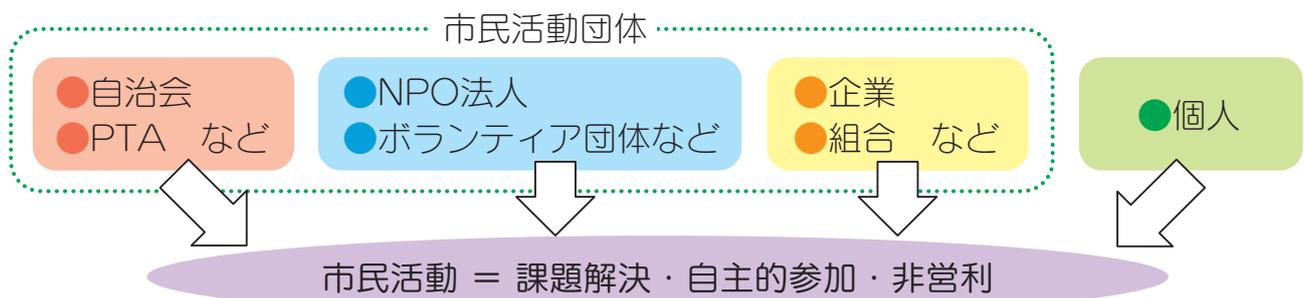
市民活動とは、市民の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題[※]に対し、営利を目的とせずに取り組む自主的活動です。ただし、政治活動や宗教活動は、含みません。

※社会的課題…子育て、福祉、まちづくり、環境、教育、文化、スポーツ、国際交流など、生活を取り巻く身近なところで発生している様々な課題のことです。

ウ 市民活動団体の定義

市民活動団体とは、市民活動を行う自立的グループ・団体などの全てを指し、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）により規定された団体をはじめ、区等の自治会、女性団体、PTA、青少年育成団体、老人クラブなどの組織や、継続的に社会貢献のために活動している企業等です。

市民活動と市民活動団体の関係



(2) 協働により期待される効果

ア 市民にとっての効果

- より市民の視点に立ったきめ細かいサービスへの改善が期待できます。
- 地域社会における活動の機会が拡大することにより、市民が主体の協働のまちづくりが可能となります。

イ 市民活動団体にとっての効果

- 団体の特性を生かし、地域社会に寄与することにより、活動の目的や理念が認知されることで、本来の活動が強化・拡大され、活動基盤の安定化が期待できます。
- 協働事業を行うことで、行政に対する理解が進むとともに、行政が取り組む施策に対して、有効な改善提案をすることができます。

ウ 地域コミュニティにとっての効果

- 市民活動団体と行政が連携した活動に取り組むことで、地域が活性化します。

エ 行政にとっての効果

- 市民サービスは、全て行政が担わなければならないという考え方から脱却することで、これまでの業務を見直す機会となり、行財政全般の効率化が期待できます。
- 市民が持つ迅速性・柔軟性・専門性などに触れることにより、行政職員の意識改革を促すことができます。
- 施策等の企画段階から市民と協働することで、需要の的確な把握と透明性が確保され、共通認識を持って施策を展開することができます。



4 協働の基本的な考え方

市民が暮らしや仕事の中で幸福感を実感するためには、自らが住み、暮らす地域に関心を持ち、様々な地域課題に対し、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちで解決し、さらに大きな問題や広範囲に及ぶ場合は行政が対応するなど、誰が主体となり、どのように行うかという意識（自助・互助・共助・公助※）を持つことが肝要です。

さらに、市民の豊かな想像力や迅速性・柔軟性・専門性などを生かしながら、それぞれの立場を理解し合い、アイデアを出し合って解決し、改善していく市民との協働の取組を進めることが必要です。

※自助・互助・共助・公助…自助とは、自分や家族でできることは自分たちで、互助とは、近隣や地域で互いに助け合うことです。共助とは、医療保険や介護保険など制度化された相互扶助を含めて共済・互助会・組合など広く互いに助け合うことです。公助とは、個人や地域では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うことです。

（1）協働の原則

市民と市が協働により事業を進めるに当たっては、市民全体の理解が得られるよう、効率性と透明性の高い事業執行に努めなければならないことから、協働事業は基本的に次のような原則に留意して実施します。

ア 「対等」の原則

市民と市は、上下関係ではなく、互いに対等な関係を保つことが基本であることを認識し、まちづくりのための良きパートナーとして認め合うことが必要です。

イ 「公開」の原則

協働についての社会的な理解を得るためには、市民活動団体などの参加機会を広く確保するとともに、協働事業のプロセスや成果などを積極的に情報公開していくことが必要です。

ウ 「共有」の原則

市民と市が、課題に対して役割を明確にするとともに、情報や目的を共有することが必要です。それぞれの持つ能力を十分に発揮することにより、より良いサービスの提供が可能となります。

エ 「自主性・自立性の尊重」の原則

協働事業を進めるに当たっては、一方に依存するのではなく、互いに自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性・専門性を高める必要があります。

オ 「評価・検証」の原則

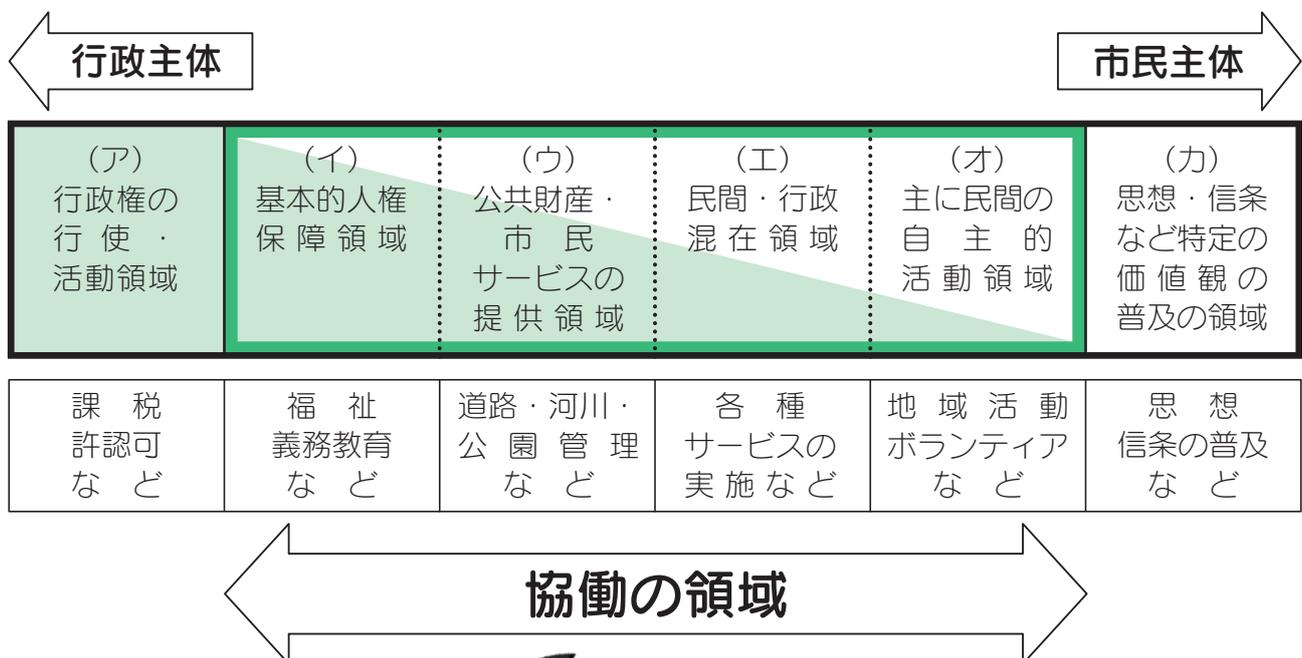
協働事業は、常に評価を行い、継続する必要性について検証し、次の事業につなげることが重要です。

(2) 協働の領域と形態

協働の領域と形態は、それぞれの関わり合いの度合いにより、様々なケースがあります。

ア 協働の領域

社会的課題に対する取組には、市民と市との関係から見ると、以下の6つの領域があります。このうち協働の領域は、(イ) から (オ) までの4つの領域を基本とします。



イ 協働の形態

協働の形態には、以下に示すとおり、様々なものがあります。

形 態	内 容
情報交換・意見交換	市民と市が、それぞれの持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。
企画段階からの参画、政策提案	市民が持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。 (例) 各種計画などの策定に係る委員会など
共催	市民と市が共に主催者となって事業を行う協働形態です。 (例) シンポジウム、講演会、講座など
後援	市民が実施する事業の公益性を認め、支援するため後援の承認を行う協働形態です。 (例) シンポジウム、講演会、講座など
実行委員会形式による事業運営	市民と市が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。 (例) 観光イベントなど
補助・助成・物的支援による事業執行	市民が行う事業に対して財政的な支援などを行うことで、公益を実現する協働形態です。 (例) 補助金による支援など
業務委託	市が責任を持って担うべき事業を市民の特性を生かして、より効果的に実施するため、市民に委託する協働形態です。 (例) 施設管理、イベント運営、調査業務など
事業協力	市民と市がお互いの特性を生かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら、事業を実施する協働形態です。
アダプト制度	市民が公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。

(3) 協働にふさわしい事業

市民と市との協働によって実施することが適当と思われる事業として、以下のものがあります。

ア 地域の実情に配慮して推進することが必要な事業

(例) 学校づくりワークショップ
まちづくりワークショップ など

●協働の形態

- 情報交換、意見交換
- 企画段階からの参画、政策提案 など



イ 多くの市民が参画する事業

市民が主体となることが望ましい事業

(例) お祭りや講演会
演奏会等のイベント開催 など

●協働の形態

- 共催、後援
- 実行委員会 など



ウ 市民の参加によりきめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業

(例) アダプトシステム (道路等の植栽管理)
障がい者支援、高齢者支援 など

●協働の形態

- 補助、助成、物的支援による事業執行
- アダプト制度 など



エ 市民活動団体などの持つ専門的な知識、先駆性及び機動性が発揮される事業

(例) 施設運営、管理
普及、啓発活動 など

●協働の形態

- 業務委託
- 事業協力 など



(4) 協働のパートナー

市民活動団体などとの協働のまちづくりを積極的に進めるには、市が初めから協働のパートナーを限定するのではなく、パートナーの範囲をできるだけ広く捉える必要があります。

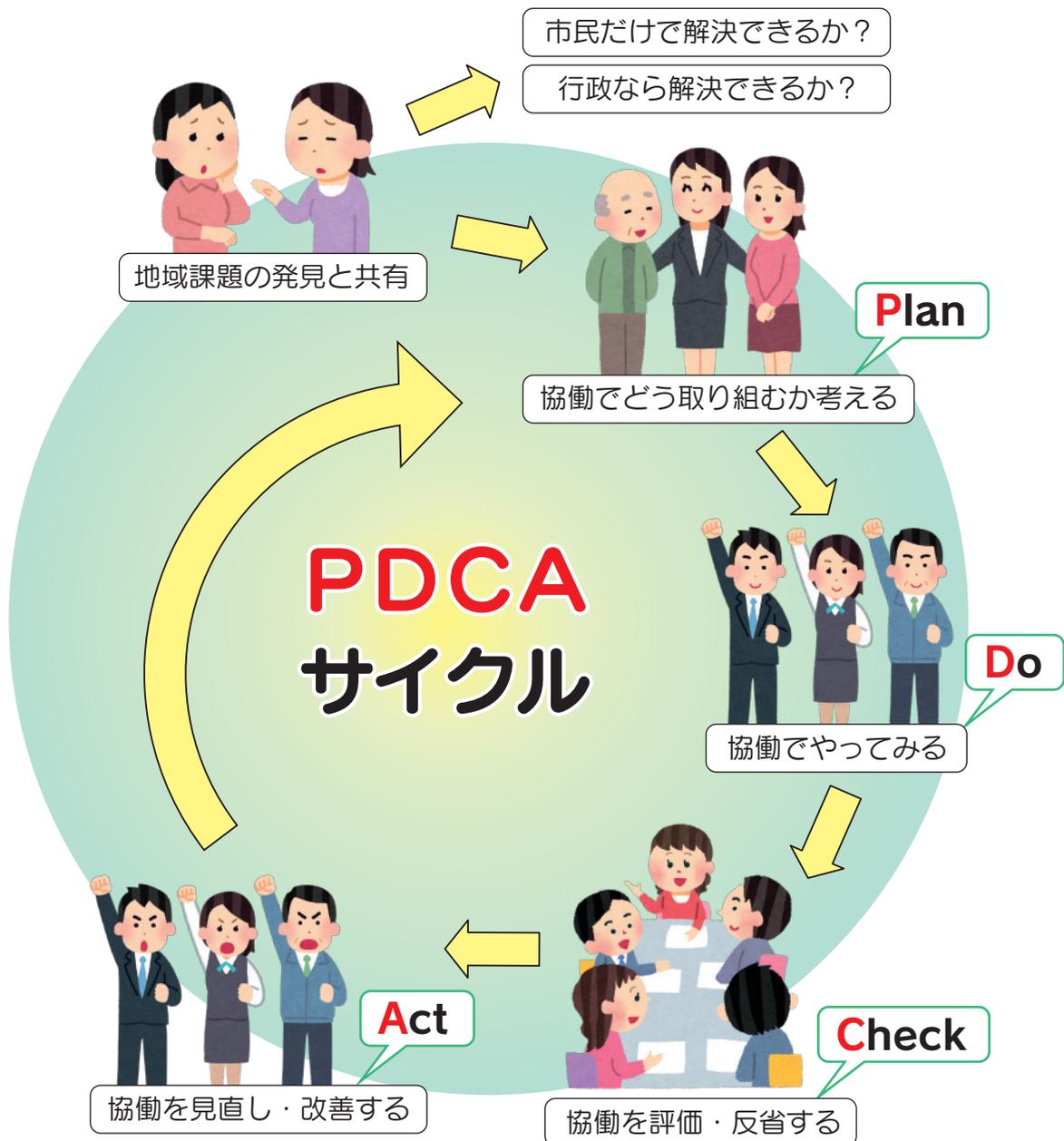
例えば、当該地域の住民であれば参加が可能となる団体としての区等の自治会、女性団体、PTA、青少年育成団体などや、参加に一定の資格等を必要とする団体としての商工会議所、商工会、青年会議所、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどが想定されます。

さらに、住民により組織されるその他の団体としてのボランティア団体、NPO法人（非営利の市民公益活動団体）のほか、法律や出資などを通じて公的活動の位置づけを与えられている団体としての公益法人、学校法人、社会福祉法人、そして民間企業などが考えられます。



(5) 協働の進め方

様々な地域課題に対し、市民と市が協働して解決を図ることが重要となります。そのため、確認された様々な地域課題をそれぞれが共有し、その解決に向けてどのように協働して取り組むのかを計画し、実行し、評価し、改善するというPDCAサイクル※により、互いに確認をしながら進めます。



※PDCAサイクル

- Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う
- Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋（らせん）を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ）させて、継続的に業務改善します。

5 本市の現状と課題

(1) 本市の現状

市では、市民と行政が、それぞれの役割と責任を認識しながら、地域の特徴を生かした魅力あふれる協働のまちづくりを行うため、「佐久市協働基本指針」を平成22年3月に策定しました。そして、指針で定めた5つの方針に基づき、「佐久市協働のまちづくり行動計画」を平成23年3月に策定しました。

さらに、協働のまちづくりを推進するため、佐久市市民活動サポートセンター※（以下、市民活動サポートセンターといたします。）などの活動拠点の整備をはじめ、「佐久市まちづくり活動支援金※」の創設など、市民や市民活動団体の自主的・自発的、自立的な活動の活性化に向け、財政的な支援も含めた取組を進めてきました。

※市民活動サポートセンター…平成24年4月、市民活動を支え、様々な人と団体をつなぎ、地域課題の解決を促進する拠点として、市が開設しました。

平成29年3月31日現在で、180の市民活動団体と25の地域の支え合い組織が市民活動サポートセンターに登録しています。

※佐久市まちづくり活動支援金（詳細は、参考資料を参照。）

(2) 本市の課題

少子高齢化が進む人口減少社会において、誰もが住みよいまちづくりを進めていくためには、様々な主体が連携して市民主体の協働のまちづくりをさらに推進していく必要があります。

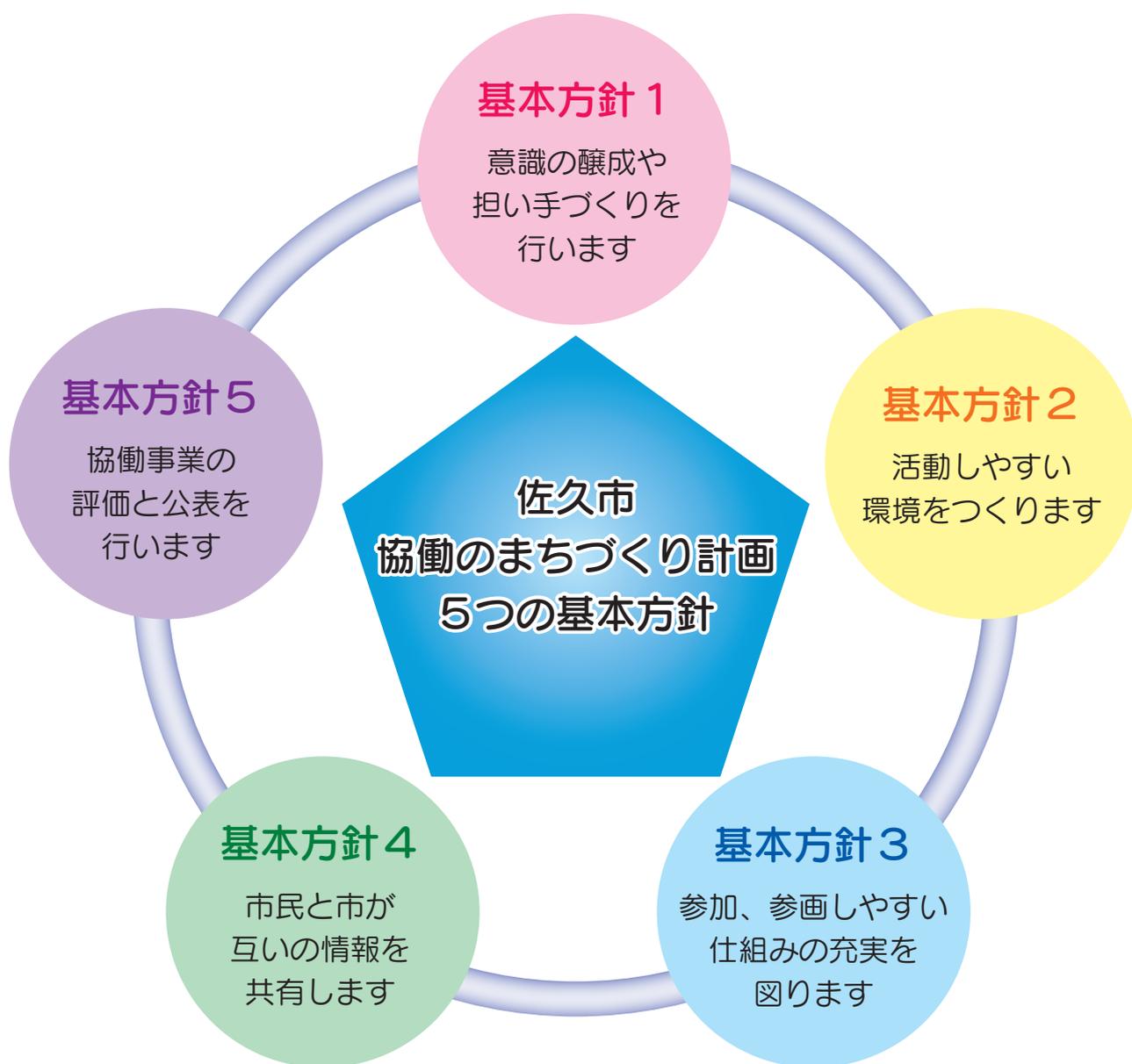
地域が抱える課題を市民と市が共有し、解決に向けた活動をサポートするため、市民活動サポートセンターが拠点となり、協働に向けた意識の醸成、担い手としての地域リーダーや各主体、幅広い世代のつなぎ役となるコーディネーターを育成していくことが必要です。

また、様々なメディアの特性を生かし、市民に分かりやすく、かつ最新の情報を迅速に提供していく工夫のほか、市民と市が互いに協働の成果を評価し合い、事業の充実を図っていく必要があります。



6 基本方針

これまでの取組による課題等を踏まえ、協働のまちづくりを推進するために必要な基本方針を次のとおり定めます。



7 協働のまちづくり行動計画

協働のまちづくりを推進するため、基本方針ごとの具体的な取組を以下に示します。

基本方針 1 意識の醸成や担い手づくりを行います

【取組方針】

市民と市との協働のまちづくりを実現するためには、市民も社会の構成員としての自覚と責任を持ち、「自分たちのまちを、自分たちの手で支えていこう」という意識を市民自らが持つことが大切であるとともに、市職員の協働に対する意識の醸成が必要です。

このため、協働に向けた市民と市職員の意識の醸成や、担い手の育成を行います。

【取組項目】

1 協働事業等への参加による意識の醸成

市民が、協働事業に関心を持ち行動に移すためには、協働についての情報に触れ、協働を理解する必要があります。

協働事業に関する情報を積極的に周知することで、参加する機会を提供し、協働に関する意識の醸成を図ります。

さらに、まちづくりの当事者であるという意識を高め、協働の普及促進を図ります。

2 人材の育成

市民協働のまちづくりを進めるには、地域の担い手として活動をけん引するリーダーが必要です。さらに市民活動のつなぎ役となるコーディネーター、ワークショップなどの運営の支援を行うファシリテーター*などの育成も重要となります。

このようなまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、様々な学習機会を提供し、地域での協働の実践につなげる仕組みをつくりまします。

*ファシリテーター…会議やワークショップといった話し合いやグループワークなどの場面で、参加者の話し合いや体験、学習がスムーズに進行するように支援や補助を行ったり、それぞれの参加者が持っている力を引き出すことのできる支援者のことです。

3 次世代を担う若者の参加と活動の充実

市民活動の担い手として、学生・子育て世代など、若者の参加が求められています。若者が市民活動に参画し、多様な世代と出会うことで、新たな活動の展開も期待できます。

SNS※の活用など、若い世代に向けた情報発信を強化するとともに、若者が中心となっている団体への支援や連携を進め、市民活動の活性化を図っていきます。

※SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのことです。

4 地域の支え合い組織の育成

少子高齢社会では地域社会の縮小が避けられないことから、地域や市民の日常生活の維持に支障をきたす状況に陥る可能性があります。

市民誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けられるよう、住民自ら課題解決に取り組む、地域の支え合い組織※の育成を進めるとともに、豊かなソーシャルキャピタル※の醸成を図っていきます。

※地域の支え合い組織…最も身近な存在である地域住民が、協力して支え合うボランティア組織です。すでに、大雪、大雨等災害時の防災活動、未就学児を預かる子育て支援、地域の居場所づくりなどを行う組織が活動しています。

※ソーシャルキャピタル（社会関係資本）…社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念です。ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされています。

5 市の推進体制づくり

(1) 市の体制強化

市は、市民活動サポートセンターとの連携を深め、様々な市民活動団体や協働の事例等を共有します。さらに、職員が横断的に連携し、これらの情報を共有することで、市民が協働の提案や相談を行いやすい体制づくりを進めます。

(2) 市職員に対する研修の充実

市職員の協働意識のさらなる向上を図るため、協働による事業推進の必要性やメリットを理解し、積極的に市民・市民活動団体及び事業者との協働を図って事業を推進していけるよう、職員対象の研修会を行います。



基本方針 2 活動しやすい環境をつくります

【取組方針】

市民や市民活動団体などが充実した活動を行っていくためには、市民活動の拠点となる市民活動サポートセンターの充実や、地域における各種団体間の連携を深めることが必要です。

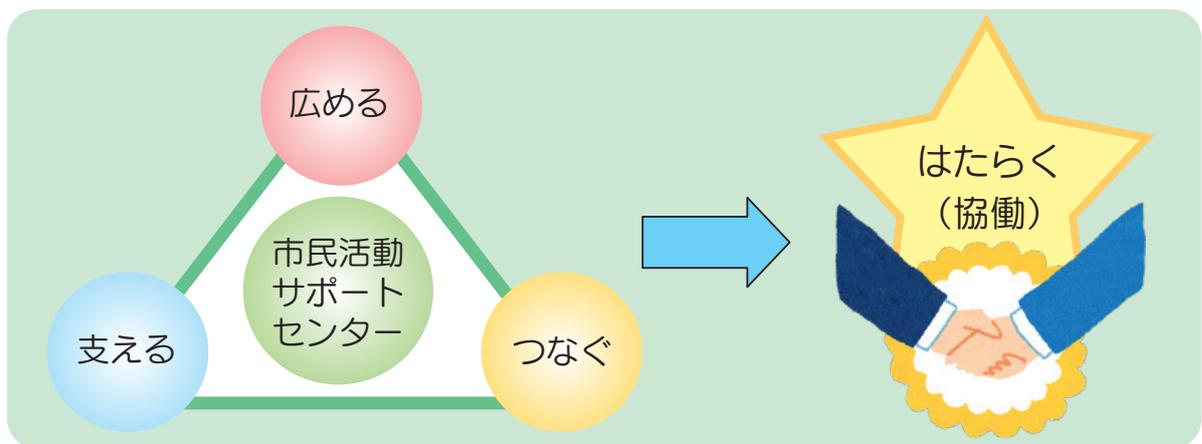
【取組項目】

1 市民活動サポートセンターの充実

(1) 役割、基本的な機能

市民活動サポートセンターは、「支える」「つなぐ」「広める」「はたらく」のキーワードを基に、市民活動を支援しています。今後も、市民と市民、市民と市が情報を共有し連携を強化する、市民による自主的な公益的活動の支援を行うなど、市民活動ネットワークの拠点として機能の充実を図ります。

また、直面する少子高齢社会に対応するため、市民が自主的・主体的に活動することを目的として活動を続ける「SAKU未来100人会議」の運営の支援など、市民活動団体の育成にも取り組みます。



(2) 地域における協働事業の推進と連携

それぞれの地域によって直面する課題は異なり、多様化しています。これらの課題解決に向け、地域をよく知る市民自らが、地域の特徴を見つけ、生かし、磨き上げ、柔軟に対応していく必要があります。また、地域や活動分野を超えたつながりも必要となります。

今後は、市民活動サポートセンターが中心となり、生活支援コーディネーター※、社会福祉協議会、区長、民生児童委員、市民活動団体、企業等と連携し、地域におけるネットワークの形成を図ることにより、豊かな地域づくりを推進します。

※生活支援コーディネーター…高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人です。

基本方針 3 参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります

【取組方針】

市民がまちづくりについて考え、自主的に活動を展開していくためには、財政的支援をはじめとした活動を支える仕組みや市民の活動を促すような取組が重要です。このため、市民が参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります。

【取組項目】

1 協働事業公募制度の充実

(1) 佐久市まちづくり活動支援金事業（市民提案制度）

市民が自主的かつ主体的に取り組む公益事業に対し、市が支援金を交付する「佐久市まちづくり活動支援金事業」の活用を促進し、市民活動を積極的に支援していきます。

(2) 事業者の募集

市が新たな事業を始めようとするときや、従来行ってきた事業の見直し作業を行うときは、民間活力の導入などによる効果を常に考慮しながら検討することが大切です。

その検討により、市民が主体となって実施した方が効果の期待できる事業について、協働事業として広く事業者を募集します。

2 市民と市職員の意識の共有

ワークショップや意見交換会等を開催する際には、各地域が抱えている課題の把握に努め、その課題を市民と市職員が共有し、地域で解決できる最も効果的な方法を市民とともに考えていきます。

3 広聴機能の充実

幅広い年齢層、職種の市民から意見を聴くため、市政モニター、地区市政懇談会、住民説明会、出前講座、各種審議会などによる広聴活動を推進します。

また、市の施策等の形成過程における透明性の確保及び市民参加型の開かれた市政運営の推進を図るため、「佐久市型情報公開[※]」（市民意見公募手続）により、情報を市民に公表し、意見を広く求めます。

さらに、重点施策等の推進において、異なる意見や見解の相違により議論の空転や後戻りを防止する「佐久市型論点整理手法[※]」により、市民との協働的・協調的な合意形成を図ります。

※佐久市型情報公開…市の基本的な施策等の策定に当たり、その形成過程における情報を市民に公表し、意見の提出を広く求め、施策等の策定に反映させる機会を確保するための手続です。

※佐久市型論点整理手法…市の重要施策のうち、施設の建設及び市民生活に影響の大きい施策について、市民への説明の都度、それまでの市民意見に対する市の考え方を時系列的に積み上げ、議論の経過を示し、理解していただく手法です。

基本方針 4 市民と市が互いの情報を共有します

【取組方針】

市民と市が協働を進めていくためには、お互いのことを理解し合い、共通認識のもとで取組を進めていくことが必要です。

このため、個人情報の保護に留意しながら、市民と市が情報を共有できる仕組みの充実を図ります。

【取組項目】

1 多様な媒体を活用した情報の発信と共有

市広報紙及び市ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用し、市民・市民活動団体、事業者、市が協働していく上で必要となる情報をそれぞれが発信し、情報交流のネットワークを共有します。

2 多様な主体の活動等に関する情報の収集及び発信の促進

多様な主体の活動や団体等の情報を収集するとともに、活動事例や活動の評価などの情報を広く発信する機会を充実させることで、市民活動や協働への理解と関心を高められるよう、積極的な情報の収集と発信に努めます。

3 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平等への情報提供

佐久ケーブルテレビ及びエフエム佐久平等は、地域のマスメディアとして市民に親しまれています。

これらのマスメディアに対し、市や協働事業に関する情報提供を積極的に行っています。



基本方針 5 協働事業の評価と公表を行います

【取組方針】

協働は、市民と市が互いの立場を理解・尊重し、緊密な連携のもと実施される必要があります。

PDCAサイクルの考えに基づき、事業実施は、協働事業の目的・役割分担を明確にした上で遂行され、事業実施後には、成果を評価した上で、次の協働に向けて改善を図るとともに、事業実施プロセスの透明性を確保していことが必要です。このため、協働事業の評価と公表を行います。

【取組項目】

1 事業実施における相互評価

協働は、その目的、役割分担、課題等を明確にすることが重要です。そして、事業実施においては話し合いを重ね、緊密に連携して活動するとともに、事業実施後には成果を評価し合い、次の協働に向けて改善を図るなど常に検討を加え、協働事業の充実を図ります。

2 協働のまちづくり推進会議による検証・評価

まちづくりは、行政だけでなく、パートナーである市民の判断と責任ある実行も求められてくることから、市民が協働に関する施策について検討し、市へ提言等を行うことができる協働のまちづくり推進会議（以下、推進会議といいます。）により検証及び評価を行います。

3 協働事業の審査、評価及び公表

市民と市が、互いの立場を理解・尊重しつつ信頼関係を深めて協働事業を実施するためには、事業の透明性が求められます。事業目的やその内容、効果などについて説明し、誰もが理解し納得した上で事業を実施することができるよう、積極的な情報提供を行います。

（1）市民提案制度の場合

佐久市まちづくり活動支援金を活用する事業は、市役所内で情報を共有の上、推進会議において審査し、候補事業を選考します。市はこの選考を受け、支援事業を決定します。

また、全事業終了後、推進会議において公開報告会を開催し事業評価を行うとともに、その内容を公表します。

（2）市民活動サポートセンターの場合

市民活動サポートセンターの運営業務については、広く事業者を募集し、推進会議において審査会（公開プレゼンテーション）を実施し、市が事業者を決定します。事業終了後、市と事業者とで相互評価を実施し、さらにその内容を推進会議で評価し、結果を公表します。

8 今後に向けて

近年、国内では東日本大震災・熊本地震など今までに誰も経験したことのないような甚大な自然災害が発生しています。さらに、少子高齢社会への対応も迫られる中、住民自らが課題を解決しよう、助け合おうとする姿勢が全国的に広がりを見せ、NPO活動や市民活動が活発になってきています。

また、国では、人口減少の克服と東京一極集中の是正に向けて、長期ビジョンと総合戦略を定めました。市でも、「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策を展開しています。

移住定住施策を推進する中、新たなコミュニティの創生に向け、地域おこし協力隊や生涯活躍のまち構想の推進など、新たな視点での価値観やアイデアを生かし、地域の活性化に取り組んでいます。

地域には様々な課題があり、多様化しています。課題解決のためには、私たち市民が自分たちのまちは、自分たちの手で支えていこう、という意識を持ち、ごく身近なところから行動し、一緒に考え汗を流すことが重要であり、地域を支える大きな力となっていきます。

市では、今後も市民や市民活動団体等と一緒に課題解決に向け、「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」を目指し、取組を進めていきます。

なお、この計画は、今後、協働の成果が蓄積していく中で、新しい視点を加えながら必要に応じて見直しをしていきます。



佐久市協働のまちづくり計画 資料編

目次

佐久市協働のまちづくり推進会議委員名簿	21
佐久市協働のまちづくり計画策定の経過	22
佐久市まちづくり活動支援金交付要綱	24

◆佐久市協働のまちづくり推進会議委員名簿

平成28年4月1日 現在

	氏 名	備 考
会 長	白井 汪芳	佐久大学信州短期大学部学長
副 会 長	金澤 悦子	男女共生ネットワーク
委 員	伊坂 淳一	佐久青年会議所理事長
委 員	菊池 勉	公募市民
委 員	小池 正子	佐久平NPOセンター理事
委 員	佐藤 悦生	佐久市社会福祉協議会会長
委 員	篠原 寿人	佐久市区長会副会長
委 員	長岡 弘美	ボランティア団体 前やまぼうし代表
委 員	安井 幸次	長野大学環境ツーリズム学部 客員教授
委 員	柳沢 隆一	公募市民

(敬称略：委員50音順)

◆策定経過

1 佐久市協働のまちづくり推進会議

開催日	会議等	内 容
平成28年 7月25日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 「佐久市協働のまちづくり行動計画」成果と課題の検証について 骨子案の審議 骨子案に対する意見聴取 (～8月10日まで)
平成28年 8月19日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案の審議
平成28年10月28日		<ul style="list-style-type: none"> 素案に対する意見聴取 (～11月4日まで)
平成28年11月14日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 素案の審議
平成29年 2月17日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の審議

2 佐久市議会

開催日	会議等	内 容
平成28年 8月24日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 「佐久市協働のまちづくり行動計画」成果と課題の検証についての報告 骨子案の説明
平成28年11月15日	全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 素案の説明

3 パブリックコメント・住民説明会

開催日	会議等	内 容
平成28年 8月29日 ～9月27日	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案への意見募集
平成28年10月14日 ～10月20日	住民説明会 (5地区)	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案についての説明と意見交換
平成28年11月28日 ～12月27日	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> 素案への意見募集

4 庁内会議

開催日	会議等	内 容
平成28年 7月 8日	総務担当課長会議	<ul style="list-style-type: none"> 「佐久市協働のまちづくり行動計画」成果と課題の検証について (庁内照会 ~7月22日まで)
平成28年 8月 4日	企画調整幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 「佐久市協働のまちづくり行動計画」成果と課題の検証について 骨子案の協議 (庁内照会 ~8月10日まで)
平成28年 8月18日	企画調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「佐久市協働のまちづくり行動計画」成果と課題の検証について 骨子案の協議
平成28年10月31日	企画調整幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 素案の協議 (庁内照会 ~11月7日まで)
平成28年11月 9日	企画調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> 素案の協議
平成29年 2月27日	部長会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画案の協議

◆佐久市まちづくり活動支援金交付要綱

平成23年3月23日告示第25号

改正

平成26年3月25日告示第24号

佐久市まちづくり活動支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民参加型市政の実現を図ることを目的に、協働のまちづくりの担い手となる市民を支援するため、地域が抱える多様な課題について市民が自主的かつ主体的に取り組む発想豊かで発展性のある公益的事業に要する経費に対し、予算の範囲内で佐久市まちづくり活動支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業区分によるものとする。

- (1) 佐久市佐久つと支援金事業
- (2) 佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、市内（前条第2号に規定する事業にあっては佐久市過疎地域自立促進計画地域内）に事務所及び活動場所を有する団体（特定非営利活動法人、ボランティアグループ、区、企業等をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の者で組織していること。
- (2) 団体に関する規則（定款、規約、会則等）があること。
- (3) 団体の会計処理が適正に行われていること。

(交付対象事業)

第4条 交付対象事業は、市内において当該年度内に完了する事業であって、次の各号のいずれにも（第6号の規定は第2条第2号に規定する事業に限る。）該当するものとする。

- (1) 不特定多数の者の利益につながる公益的なもの
- (2) 発想豊かで創意工夫に富んでいるもの
- (3) 波及効果や発展性が期待されるもの
- (4) 計画の実現可能性が高く、予算が妥当であるもの
- (5) 団体の自立促進が期待されるもの
- (6) 佐久市過疎地域自立促進計画に基づく事業であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 国、佐久市を含む地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金

等（地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）による支援金（以下「県支援金」という。）を除く。）の交付の決定を受けているもの

- (2) 本市が実施中又は実施を予定しているもの
 - (3) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するもの
 - (4) 既に地域に定着した行事等であるもの
 - (5) 宗教的又は政治的な活動に関するもの
 - (6) 既に3回本支援金の交付を受けたことがあるもの
 - (7) その他市長が適当でないと認めたもの
- （交付対象経費）

第5条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び財源を控除したものとする。

(1) 次に掲げる経費

- ア 団体の運営費及び人件費
- イ 用地の取得に係る経費
- ウ 事業提案申請及び事業報告に係る経費
- エ 団体の構成員の飲食費
- オ その他市長が適当でないと認める経費

(2) 事業の実施により見込まれる次に掲げる特定財源

- ア 分担金、負担金、補助金及び寄附金
- イ 事業収入
- ウ 助成金

2 県支援金の交付を受けようとする者は、特定財源に県支援金の額を算入しなければならない。

（支援金の交付額）

第6条 支援金の交付対象事業及び交付額は、次の表のとおりとする。ただし、交付対象経費が20万円以下の事業であって、県支援金の交付の内示を受けたものは、支援金の交付を受けることができない。

交付対象事業	交付額
交付対象経費が20万円を超える事業	交付対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。
交付対象経費が20万円以下の事業	交付対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

2 支援金の額は、1,000円を単位として算定するものとし、その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（事業審査申込書の提出）

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、第9条の規定による審査に係る申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出期限並びに申込書及び添付書類は、別に定める。

(交付の内示)

第8条 市長は、前条の書類の提出があった場合は、次条の規定による審査を経た後、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付の内示を行うものとする。

(審査)

第9条 市長は、支援金の交付の内示を行おうとするときは、あらかじめ、佐久市協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の審査を経るものとする。

2 前項の審査に必要な事項は、別に定める。

(交付申請書の様式等)

第10条 規則第3条に規定する申請書は、佐久市まちづくり活動支援金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の規則及び構成員名簿
- (2) 佐久市まちづくり活動支援金収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業の変更等)

第11条 支援金の交付の決定を受けた者は、次に掲げる事項に該当するときは、それぞれ定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費について20パーセント以上の変更（入札、見積り又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）をしようとするとき 佐久市まちづくり活動変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 事業の中止若しくは廃止をしようとするとき 佐久市まちづくり活動中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市まちづくり活動実績報告書（様式第4号）とする。

2 規則第12条に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 佐久市まちづくり活動収支決算書
- (2) 佐久市まちづくり活動自己評価報告書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業の実施状況を示す写真、説明資料等

3 前2項に規定する書類の提出期限は、当該事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(支援金の請求)

第13条 規則第14条の規定による請求書は、佐久市まちづくり活動支援金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

2 概算払いにより支援金の交付を受けようとするときは、佐久市まちづくり活動支援金交付（概算払）請求書（様式第6号）によるものとする。

(活動報告)

第14条 事業が完了した団体は、活動発表会において活動状況の報告を行うとともに、推進会議の評価を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度の対象事業から適用する。

附 則 (平成26年3月25日告示第24号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市まちづくり活動支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金の交付について適用し、同日前の申請に係る支援金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第13条関係)

佐久市協働のまちづくり計画

平成29年3月

発 行 佐久市

編 集 企画部広報情報課



佐久市